

平成 16 年 10 月 29 日

金融庁総務企画局企画課調査室 御中

全国銀行協会

「個人情報保護に関するガイドラインに対する意見」の提出について

今般、当協会では、平成 16 年 10 月 1 日付「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」に対する意見を別添のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

個人情報保護に関するガイドラインに対する意見

- 1．氏名又は名称： 全国銀行協会
- 2．連絡先：
- 3．法人又は所属団体名： 「1 .」に同じ

	4．意見の該当箇所	5．意見の概要	6．意見	7．理由
1	全般	本ガイドラインは、金融分野における個人情報の取扱いについて、特に厳格な実施が求められる事項を定めており、個別法の制定により更なる制限措置を講じることは必要ないとする。	本ガイドラインは、金融分野における個人情報の取扱いについて、特に厳格な実施が求められる事項を定めており、これを遵守することにより、個人情報の適正な取扱いが確保されるものと考えられる。個別法の制定により更なる制限措置を講じることは、むしろ、事業者にとって個人情報の有効な利用を必要以上に制限する恐れがあるため、必要ないとする。	金融分野については、国民から高いレベルでの個人情報保護が求められているが、一方、顧客の理解を得ながら個人情報を有効に利用することは、多様化している顧客のニーズに合った総合的な金融サービスの提供等の観点から、顧客にとってもメリットがあり、個人情報の保護と利用のバランスに十分配慮することが重要である。本ガイドラインは、金融分野における個人情報の取扱いについて、特に厳格な実施が求めら

	4．意見の該当箇所	5．意見の概要	6．意見	7．理由
				<p>れる事項が定められており、その内容に鑑みれば、本ガイドラインを遵守することにより、個人情報の適正な取扱いが確保されるものと考えられる。</p> <p>したがって、金融分野について、個別法の制定により更なる制限措置を講じることは必要ないとする。</p>
2	全般	株主に関する情報の取扱いについては、個人情報保護法 36 条 1 項 2 号の記述から、金融事業ではないことから、本ガイドラインの適用範囲外という理解でよい。	同左	自社の株主に係る対応について記述がないので確認したい。
3	第 2 条第 1 項	個人情報取扱事業者に該当するかどうかの判定のために個人情報によって識別される特定の個人の数に当たって、除外してよい情報を確認したい。	<p>個人情報取扱事業者に該当するかどうかの判定のために個人情報によって識別される特定の個人の数に当たって、次のものは除外してよい。</p> <p>職業別電話帳( カーナビにも職業情報が登録されているものがある )</p> <p>有価証券報告書、会社四季報( 代表者・役員の氏名が記載されているが、証券取引法上の公表情報である。インターネットで検索可能。)</p>	具体的な判断基準を確認したい。

	4．意見の該当箇所	5．意見の概要	6．意見	7．理由
			<p>インターネットで公表されている個人情報に記載された名簿</p> <p>情報照会依頼や各種請求等があった場合に資格を確認するために使用している弁護士名鑑等の市販の刊行物（市販図書であり、本人が公表を意図したものである）</p> <p>部署名、担当者名、内線番号、イントラネットアドレスが記載されたグループ会社や親密取引先の社内電話帳</p> <p>日経ＱＵＩＣＫ等の情報端末を通じて検索可能な公表個人情報</p>	
4	第2条第4項	「専ら統計的処理の用に供するため、個人を識別することのできるキー項目などを別のコードに変換し、匿名化したデータで、特定の部署のごく限られた権限者によってのみ顕名化できるもの」は、個人情報にあたらないと考えてよいか。	同左	個人情報にあたらない匿名化のレベルを確認したい。
5	第3条第3項	総合口座やMMFの貸越は、専ら預金者等に預金等の流動性の便を供するためのサービスであって、ここでいう「与信事業」の対象外とするのが妥当である。	同左	ガイドラインが与信事業における個人情報の取扱いにつき特に定めを置く趣旨は、与信事業においては事業者が取引上の優越的な地位に立つ場合が

	4．意見の該当箇所	5．意見の概要	6．意見	7．理由
				あること、および与信判断のためにより多くの個人情報を利用することに鑑みたものと思料される。しかし、総合口座やMMFの貸越は、専ら預金者等に預金等の流動性の便を供するためのサービスであって、事業者が取引上の優越的な地位に立つことはなく、また与信判断のために格別の個人情報を利用することはないため、ここでいう「与信事業」の対象外とするのが妥当である。
6	第4条	「原則として、書面（・・・）による」とあるのは、状況から見て同意があると認められる場合で、後日検証可能な証跡を残す方法も含まれると考えてよいか。	同左	原則書面同意の考え方を確認したい。
7	第5条第3項 第6条 第8条第3項	「いわゆる総会屋及び暴力団の違法行為に関する情報を収集する場合」の例は、第6条および第8条第3項においても同様と考えてよいか。	第5条「利用目的による制限」の例外規定3．「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の例として、「いわゆる総会屋及び暴力団の違法行為に関する情報を収集する場合」が挙げられて	「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の例は、第5条で挙げられているが、その他条文では明らかにされていないため。

	4．意見の該当箇所	5．意見の概要	6．意見	7．理由
			いる。同様の考え方は、第6条「機微情報」の例外規定1．および第8条3項「取得に際しての利用目的の通知等」の例外規定にも該当すると考えてよいか。	
8	第6条第1項	次のものは機微（センシティブ）情報に含まれないと考えてよいか。 新聞に掲載された犯罪歴等公表されている情報  顔写真等外形から明白な情報	同左	公表されている等からセンシティブ情報にあたらないと考えられるため。
9	第6条第1項	事業者が本人確認のために取得する書面に記載されたセンシティブ情報を、すみやかに黒塗りして保管する場合は、センシティブ情報の取得に該当しないと考えてよいか。	同左	解釈が明確でないことから、確認するもの。
10	第8条第2項	法人と契約を締結することに伴って、法人代表者の個人情報が記載された契約書等の書面を取得する場合は、「本人との間で、契約を締結すること」に該当せず、本項の適用はないと考えてよいか。	同左	法人代表者たる個人に対して利用目的を明示すべき趣旨でないことを確認したい。

	4．意見の該当箇所	5．意見の概要	6．意見	7．理由
11	第13条第1項	債権譲渡（証券化を含む）や信用リスクのヘッジを目的としたプロテクションの購入等において、個別の債務者や保証人から同意を取得する必要がないと考えてよいか。	債権譲渡（証券化を含む）や信用リスクのヘッジを目的としたプロテクションの購入等において、個別債務者の個人データや、法人向け貸出金等の譲渡（証券化を含む）に伴う、個人保証人（代表者、物上保証人等）の個人データを、譲渡先、格付会社、アレンジャー等、第三者へ提供する場合があるが、個人データの提供時点において個別の債務者や保証人から同意を取得する必要がないと考えてよいか。	「同意の推定」があるもの、もしくは「委託」にあたるものいずれかに整理されるものと考えられる（本テーマについては、ガイドライン案には記載されていない。）